

特別児童扶養手当について ～障害をお持ちのお子さんのために～

■特別児童扶養手当はどのような制度ですか

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

■どのような人が手当を受けられるのですか

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している人で、県が認定した人にこの手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは手当は支給されません。

- (1) 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- (2) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

■手当の額はどのくらいでしょうか

手当月額は次のとおりです。

- 重度障害児の場合 1人につき52,200円
- 中度障害児の場合 1人につき34,770円

※受給資格者および配偶者、扶養義務者の所得額によって支給の制限があり、限度額以上であるときは手当は支給されません。

■手当の支払い方法はどのようになっていますか

手当は県の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日。11日が土日祝日の場合はその前日）の3回、支払月の前月までの分（11月は8月から11月分）が指定金融機関への口座振込により支払われます。

■手続きはどのようにしたらよいのですか

住所地の市町村に次の書類を添えて申請手続きを行ってください。

- (1) 請求者と児童の戸籍謄本（外国人の方は受給資格等に係る事実がわかるもの）
- (2) 児童の障害程度についての、所定の診断書（身体障害者手帳または愛護手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
- (3) その他必要書類

※詳細につきましては、担当までお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

衣服等リサイクル促進事業に係る回収実績のお知らせ

衣服等リサイクル促進事業とは、ごみ減量およびリサイクル率向上のため、衣服などを回収し、業者を通じてリユース・リサイクルされる仕組みとなっており、村では平成28年4月1日から実施している事業です。平成30年度の回収量が確定しましたのでお知らせします。みなさんのご協力により、前年度回収量を5kg上回る結果となりました。

平成31年1月からは、役場庁舎内リサイクルコーナーのほか、アルサス山側玄関風除室内にもリサイクルコーナーを増設しましたので、佐井村のごみの量を少しでも減らすよう「3R」にご協力ください。

・平成30年度回収量

（単位：kg）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
－	－	25	－	－	45	－	－	－	50	40	15	175

※「－」は搬入実績がなかった月です。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内



ゴミを減らすキーワード

スリーアール
「3R」

リデュース (Reduce) = 発生抑制
リユース (Reuse) = 再利用
リサイクル (Recycle) = 再生利用